取手市	一回
宇都宮市	十二回
埼玉県	二十四回
東京都十一市競輪事業組合	十二回
立川市	十二回
松戸市	十二回
千葉市	十二回
神奈川県競輪組合	十五回
川崎市	十一回
平塚市	十回
藤沢市	二回
小田原市	十一回
伊東市	十二回
静岡市	十二回
一宮市	十二回
名古屋競輪組合	十二回
岐阜市	十二回
大垣市	十二回
豊橋市	十二回
富山市	十二回
松阪市	十二回
四日市市	十二回
福井市	十二回
大津市	十二回
奈良県	十二回
京都府	十二回
和歌山県	八回
岸和田市	十三回
玉野市	十三回
広島市	十二回
防府市	十二回
高松市	十二回
観音寺市	十二回
小松島市	十二回
高知市	十二回
松山市	十二回
北九州市	十二回
久留米市	十二回
武雄市	十二回
佐世保市	十二回
別府市	十四回
熊本市	十二回

○経済産業省告示第三百五十三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十一年十二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十二月十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	氏名	登録番号	氏名
106010	津吉　一弥	407277	及川　芳明
407278	萩野　健司	407279	清水タケル
407280	野々村俊介	407281	鶴島　亨
407282	北村　隆	407283	青木　豊
407284	谷口　啓子	407285	高岸　秀滋

○経済産業省告示第三百五十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十一年十二月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十二月十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	（変更前）	（変更後）
104212	廣田　省二	広田　省二

○経済産業省告示第三百五十五号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十一年十二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十二月十八日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	氏名
101983	室伏　欽也
206246	小林　正夫

○海上保安庁告示第三百五十五号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十四条の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月十五日から施行する。

平成二十一年十二月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

表W一〇六及びJP一〇六の項中「平成十九年六月七日」を「平成二十二年一月七日」に改める。

表W一五三の項中「平成十七年九月二十二日」を「平成二十二年一月七日」に改める。

表JP一五三の項中「平成十七年九月二十二日」を「平成二十二年一月七日」に「新刊」を「改版」に改める。

○海上保安庁告示第三百五十六号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十二月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	串木野港灯台
位置	
所在地	鹿児島県串木野港（戸崎鼻の北西方約六・一キロメートル）
北緯	三一―四二―二九
東経	一三〇―一五―三一
廃止年月日	平成二十一年十月三十日

○海上保安庁告示第三百五十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十二月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	磯埼灯台
位置	
所在地	茨城県ひたちなか市（磯埼）
北緯	三六―二二―五一
東経	一四〇―三七―三三
変更した事項	
光度	実効光度一六〇、〇〇〇カンデラ
変更年月日	平成二十一年十月三十日
名称	安芸船害岩灯標
位置	
所在地	鹿島三角点（広島県呉市）の東北東方約三・一キロメートル
北緯	三四―〇四―二一
東経	一三二―三三―四八
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日	平成二十一年十月三十日
名称	串木野港第二防波堤灯台
位置	
所在地	鹿児島県串木野港（第二防波堤外端）
北緯	三一―四二―三三
東経	一三〇―一五―三二
変更した事項	
名称	串木野港A防波堤灯台
位置	
所在地	鹿児島県串木野港（A防波堤外端）
北緯	三一―四二―三七
東経	一三〇―一五―〇八
灯質	単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで一八メートル
変更年月日	平成二十一年十月三十日